

## 教職員による指導のことで困っているのですが…。

Q 教職員の体罰は、ある程度必要な場合があるのではないのでしょうか？

A 学校教育法で、体罰は禁止されています。体罰を厳しい指導と正当化したり、やむを得ないと肯定したりするような認識があれば、それは誤りで、許されません。体罰と厳しい指導とをしっかりと区別することが大切になります。このことを共有化するために、このリーフレットを作りました。

Q 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律って何ですか？

A 令和4年4月に施行された法律で、教育職員等による児童生徒へのわいせつ行為や悪質なセクシャルハラスメントを根絶するため、学校や教育委員会などの関係者が連携して、啓発や未然防止等のための措置を実施することとなっています。

県教育委員会では、この法律の施行を受けた措置の一環として、定期的なアンケート調査を実施し、被害の早期発見や意識の向上に取り組まします。

Q 体罰等を受けた場合、誰に相談すればよいのでしょうか？

A 体罰等を受けたと思われたら、まずは、学校の中で相談しやすいと思う教職員（校長や教頭を含む。）にご相談ください。「学校に相談しにくい、不安だ」というときは、市町立の小中義務教育学校は市町教育委員会、県立学校は県教育委員会へ相談してください。また、下記の相談窓口がありますので、ご利用ください。

### ＜相談窓口＞

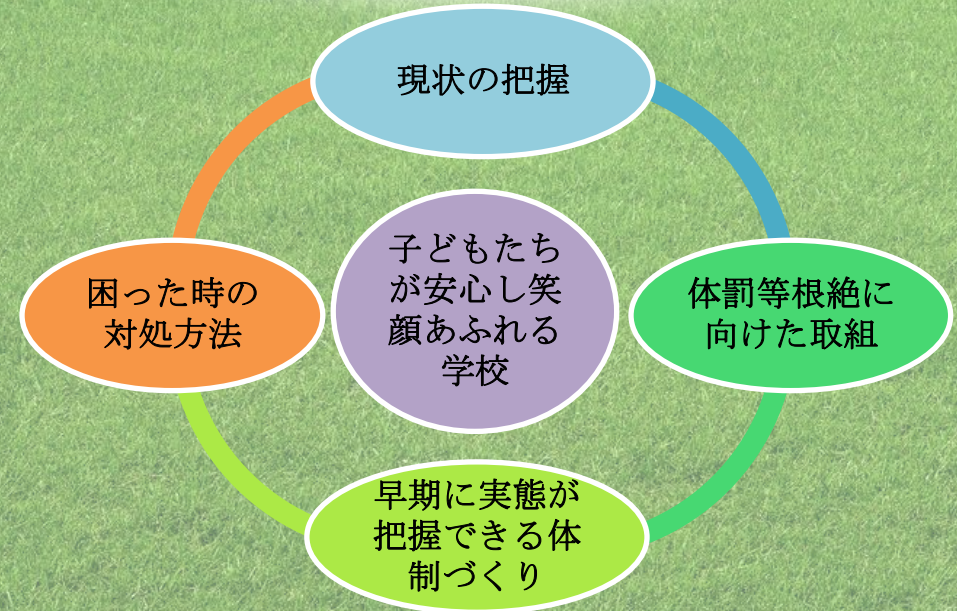
- 児童生徒及び保護者のための電話相談（365日 24時間体制）  
※ 0120-0-78310
- 佐賀県教育センター 電話相談専用ダイヤル（平日 8:30～17:00）  
※ 0952-62-2189
- 県教育委員会体罰相談窓口  
※ 学校教育課生徒支援室 生徒支援担当 ☎ 0952-25-7222
- 県立中高等学校に関すること  
※ 県民窓口 〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階  
松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士  
E-mail: k-hotline@pref.saga.lg.jp
- 市町立小・中学校に関すること  
※ 各市町教育委員会（他、県HPでも紹介）

## 体罰等防止啓発リーフレット（保護者向け）

# 笑顔あふれる学校へ

「学びたい」「成長したい」「認められたい」など、子どもたちが学校に求める期待や願いは大きいものです。

学校は、そんな子どもの期待に応え、安心して笑顔で生活できる場所であり続けるために、体罰等を根絶し、保護者、地域に、信頼される学校づくりに取り組みます。



佐賀県教育委員会

県教育委員会は、体罰等を根絶するために、児童生徒との信頼関係はもちろん、保護者、地域などとの意思疎通を図り信頼関係の構築に努めます。また、現在、学校ではこんな取組をしています。

#### 「体罰等アンケート調査」の実施

- 児童生徒に対する体罰等の実態を把握するためのアンケート調査を実施します。（体罰やセクハラ等、児童生徒が直接先生に話しづらい内容を、児童生徒のプライバシーに配慮しながら把握するよう工夫します。）

#### 教職員の指導方法の充実

- 教職員の人権意識を高め、服務規律を徹底するため研修会を実施しています。
- 児童生徒への指導場面等を具体的に再現し、問題行動における指導法・指導技術について実践的な研修を行います。



### 厳しい指導と体罰等の許されない指導とを区別しましょう。

#### ＜厳しい指導＞

##### ◆ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後のミーティングで、生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。



##### ◆ 教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例及び認められる懲戒

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

##### ◆ 厳しい指導、有形力の行使であるが正当な行為（正当防衛）として考えられるものの例

- ・ 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使
- ・ 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

#### ＜体罰等の許されない指導＞

##### ◆ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ・ 殴る、蹴る等
- ・ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ・ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ・ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ・ 身体や容姿に係ること、人格否定的な発言（人格等を侮辱したり否定したりする）を行う。
- ・ 特定の児童生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。



#### 《参考資料》

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（文部科学省平成 25 年 3 月）

「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省平成 25 年 5 月）

### 保護者の方へのお願い！

- 体罰は児童生徒の人権を損ない、信頼関係を根底から崩すものであることの認識を学校とともに共有しましょう。また、「愛の鞭」や「やむを得ない体罰もある」といった間違った考えをもたないようにしましょう。
- 体罰を容認するような言動は控えましょう。
- 子どもたちは、「我慢をする」「親に知られたくない」等、自分から言い出すことは学年が上がるにつれて、少なくなりがちです。普段の会話の中で、「おかしいな！」と感じられた場合は、学校へご連絡ください。
- 学校と家庭との連携が、不適切な指導から子どもを守ります。学校が子どもたちにとって、最高の学びの場になるためにも、不安なこと、疑問に思ったことなど遠慮なくご相談ください。子どもにとって安全・安心な学校づくりにご協力ください。